



保健と福祉

要介護認定者の障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けている方に、所得税及び町県民税の障害者控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を申請により交付します。

この認定書は、令和5年分の所得税及び令和6年度分の町県民税の申告時に使用することができます。

▶対象者

町の要介護認定で要支援認定を受けた満65歳以上の方で、日常生活自立度が障害者相当の方。

※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は除きます。

▶申請の受付

本人又はその人を扶養している方が申請できます。保健福祉課窓口へ申請してください。

▶申請の受付開始

令和5年12月4日㈪～（窓口：平日のみ、8：30～17：15）

▶認定書の交付

令和6年1月以降に郵送にて送付します。

▶問合せ

保健福祉課介護保険係☎②1603



「誰かのことじゃない。」

第75回 人権週間（12/4～12/10）

昭和23年12月10日、国連総会において、全ての人民と国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、採択日である12月10日は、「人権デー」と定められています。

- 子どもの人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

皆さんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごと、また、子どものいじめ問題で悩みごとがありましたら、下記法務局等へ遠慮なくご相談下さい。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽に電話相談下さい。

相談窓口

- 全国共通人権相談ダイヤル☎0570-003-110
- 子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- 千葉地方法務局香取支局☎②3391